

環境社会配慮助言委員会ワーキンググループ

フィリピン国「メガマニラ高速道路建設事業

協力準備調査：CLLEX(有償)」

ドラフトファイナルレポート

日時 平成23年9月26日(月) 14:00~16:07

場所 JICA本部 111会議室

(独)国際協力機構

## **助言委員**（敬称省略）

石田 健一 東京大学 大気海洋研究所海洋生命科学部門 助教  
岡山 朋子 名古屋大学 エコトピア科学研究所 特任講師  
佐藤 真久 東京都市大学 環境情報学部 准教授  
原嶋 洋平 拓殖大学 国際学部 教授

## **JICA**

### <事業主管部>

福井 貴規 経済基盤開発部 運輸交通・情報通信第二課  
都築 牧人 東南アジア・大洋州部 東南アジア第五課  
金籠 舞 東南アジア・大洋州部 東南アジア第五課

### <事務局>

青木 英剛 審査部 環境社会配慮審査課  
高橋 志麻子 審査部 環境社会配慮審査課

## **オブザーバー**

木内 満雄 株式会社建設技研インターナショナル 道路・交通部 上席技師長

午後2時00分 開会

青木 それでは、時間になりましたので始めさせていただきます。

本日は、環境社会配慮助言委員会ワーキンググループ、フィリピンのメガマニラ圏高速道路建設事業、CLLEXのファイナルレポートの検討ということで、よろしく願いいたします。

早速ですけれども、主査のほうを決めていただければと思うんですが、例によりましてこれまでの主査を担当くださった回数をこちらでカウントとりましたところ、原嶋委員4回、それから岡山委員3回、佐藤委員、石田委員が2回ということで、もし差し支えないようでしたら、お二方のどちらかをお願いできればと思います。よろしく願いします。

石田委員 私やってもいいんですが、10月3日は確実にいないんです。全体会合、だから発表できない。

佐藤委員 私も、10月3日はだめです。

石田委員 10月3日に発表するんですか。

青木 はい、今その予定であります。

石田委員 それと、28日から僕、2週間、出張でいないので、恐らく。

佐藤委員 私は全部、授業がこれから月曜日になってしまうので、今日も実は授業を抜けてきちゃったんですけど。

青木 そうですか。そうしますと、今後は金曜日だけでということ。

佐藤委員 そうですね。もう連絡済みです。

青木 ありがとうございます。いかがいたしましょう。

岡山委員 じゃ、私がやはり。

青木 ありがとうございます。

先ほど石田委員からもありましたが、最後にスケジュール表ご紹介しますけれども、10月3日、来週の月曜日ですね、非常に短い1週間という期間なんですけど、この期間で確定をと思っております。そういった関係もございまして、時間がない中恐縮なんですけども、お願いいたしたいと思います。

そうしましたら、岡山委員をお願いいたします。

岡山委員 はい。

青木 本日も、この質問、コメント等が50以上ございまして、なるべく本質的な議論をさせていただきたいと思いますので、可能な限り、ここに対比表になっている部分という

のは省いていただいて、さらに質問等あればしていただくという形で進めさせてください。

では、よろしく願いいたします。

岡山主査 では、進めさせていただきます。

配付資料としては、事前にいただいておりましたものと、今日、追加分があるんですね。

はい、ありがとうございます。では、全部そろっているようですので、どうしましょかね。追加分がまた、石田委員のものが33から並んではいるんですけれども、全部、全体事項等々、この流れには沿っていますので、ちょっと行ったり来たりになりますけど、石田委員のものを組み込みながらということでやらせていただいてよろしいでしょうか。

ただ、石田委員の回答については、我々はまだ読んでないんですね。

青木 もしよろしければ、実はいただいたのが非常に最近だということなので、原課のほうでも慌ててつくったんですが、全体事項、ほかの3名の委員の方のご説明、あるいは検討される中で、随時、作成された石田委員が一番よくご存じと思いますので、この質問と関連していますというような形で進めていただくといいのかなと思います。

岡山主査 了解しました。

それでは、1番のところからいきます。質問事項に関しての、まず全体事項、1番から5番までと、それから石田委員の33番ですね。ということで、ちょっとずつ進んでいきたいと思いますが。

石田委員 すみません、その前にちょっと。私のやつ、遅れてすみませんでしたけども、回答ありがとうございました。

それで、私のじゃない、全体の方のこの回答をいただいている分、これはいつメールでいただいたんでしたっけ。

高橋 木曜の午後です。

石田委員 木曜の午後、はい、わかりました。ありがとうございます。

岡山主査 いかがでしょう、何か、こちら。

すみません、じゃ、私から。そもそも論的になってしまって大変恐縮なんですけど、ここに、ページの上で9の7かな。そもそものこのフィリピンの交通計画のマスタープランが、ナショナル・トランスポートプランですかね、その中身が不明なのでわからなかったんですけども、フィリピン国としては、このような人と物流をつなぐときに、このナショナル・トランスポートプランの中では、鉄道とこの道路というのをどういうふうにして、どういう優先順位をつけているのかなというのをちょっと教えていただきたいなと思いま

した。

木内氏 ちょっとよろしいでしょうか。

ナショナル・デベロップメントプランでは、一応恰好よくロジスティックスを考えたトランスポート・ネットワークを進めていきますという話が出ておるんですが、実はそのマスタープランはまだできておりませんで、今のところはセクター単独でいっているという状況ですかね。

一番問題視していますのが、道路と鉄道の接点あたりをうまくやったらどうでしょうかと、それから、港と道路とか、その辺を中心に考えたネットワークをつくっていくべきだという構想が出ております。ただし、残念ながら、まだそれに基づいたマスタープランというのはできておりません。

一方、道路セクターからいきますと、JICAさんでハイスタンダード・ハイウェイネットワーク・デベロップメントプランということで、高速道路のマスタープランをつくっております。それに、どの高速道路の優先順位がどうなっているかというところまでは出しております。それで、DPWHは、そのマスタープランにのっとって事業を進めていくということで鋭意計画を進めていると、こういう段階です。

岡山主査 ありがとうございます。

では、この7ページにあるナショナル・トランスポート・ポリシーというのは、フィリピン国の政策ですよ。

木内氏 そうですね、はい。

岡山主査 これはあるんですか。

木内氏 これは、ナショナル・デベロップメントプランというところに、国家が入ってつくったという中に盛られているポリシーですね。

岡山主査 ただ、そのナショナル・デベロップメントプランそのものはできていないということですね。

木内氏 デベロップメントプランはできているんですが、そこでリファーマーしていますロジスティックス・ネットワークのプランだとか、そこまでは落ちていないというのが現実ですね。

岡山主査 じゃ、このナショナル・トランスポート・ポリシーも未完なんですか。

木内氏 一応それは、前の調査がありまして、それをベースにナショナル・デベロップメントプランをつくったということです。

それは、どちらかといいますと、ポリシーの議論にのっとってしまっていて、具体的にそれではどうするんだと、どういうプロジェクトをどういうふうにやっていくんだと、そういうところまで落とし込まれていないというのが現状でございます。

岡山主査 基本方針ぐらいまでですかね。

木内氏 そうですね。

岡山主査 ありがとうございます。

ほか、いかがでしょうか。はい。

原嶋委員 もともとこれ、三つの事業か何か、セットになっていますですね。あれ全体というのは、今どういう進捗になっておりますか。

金籠 これ以外には、NAIAXとCALAXという二つの事業がございますが、NAIAXについては、一度全体会合でのご説明と、その後、スコーピング段階での助言委員会というのをさせていただいております。今後、次の段階についてはまだ、タイミングとしては調査のほうも準備中になっております。またスケジュールが決まりましたところでご相談させていただきたいというふうに考えております。

CALAXについても、まだ、こちらは調査の進捗がほかのものに比べて遅れておりますので、近々、スコーピング段階の助言委員会をお願いする予定です。

原嶋委員 これは、最終的には、何とか、これはPPPなんですかね。その三つはどういう形になるんですか。今、進捗状況はちょっとずれていますよね。いろいろ状況があると思うんですけども、そんな交換公文なんか、どういう形かは別にしまして、その段階ではどういう形になるんですか。

金籠 三つの事業とも状況が異なっております。今回ご説明しておりますCLLEXについては、PPPの範疇には入りますが、建設はODAで行って、その後の維持管理の部分を民間が行うというような形を想定しております。

ほかの二つの事業については、まだ、どういう実施形態で作業を行うのかというところを調査の中で検討中という状況になっております。

原嶋委員 その状態、多分、円借款でやるんでしょうけど、もう三つ別々にいろんな手続は進むわけですか。

金籠 はい、やっております。

佐藤委員 すみません、私、不勉強で申しわけないんですけど、NAIAXとCALAX、この全体の上にある何かそういうマスタープランみたいなやつってあるんですか。

金籠 はい。先ほど調査団の方からも説明しましたように、高規格道路マスタープランというようなマスタープランをJICAの開発調査の中でつくってありまして、こちらの今申し上げた三つの事業とも、この高規格道路マスタープランの中で、優先順位の高い道路として位置づけられております。

佐藤委員 ありがとうございます。

岡山主査 ほか、いかがでしょうか。

石田委員 ずっとお米にこだわっているんですけど、農地消失と、あとプロダクション喪失の表をつけていただいてありがとうございました。おかげで全体像がよくわかりました。

その上でお聞きしたいのは、今、大臣あての手紙を提出しているということなんですけども、現状で相手方はどう考えているんですか。農業政策だったら農業政策に与える影響。それだけ見れば0.05%ですけども、雇用の面だとか、農地消失の面から見ると、また別の解釈が可能だと思うんですね。そういう点、どういうふうに相手方は言っているんでしょうか。特に農業関係の方々は。

木内氏 我々としては、まず農業省にインタビューしましょうかという話をDPWHでしたんですね。そしたら、いや、これは結構重要な問題だから、大臣から大臣あてのレターを出して、それでやっぱり正式な回答が欲しいということになりまして、ちょっと我々としてのインタビューもできていないという状況で、ですから、農業省としての正式な回答待ちというのが現状でございます。

石田委員 それじゃ、調査団の手を離れて、より重要なマターとして向こうでは扱っていただいていると。

木内氏 そうです。

石田委員 わかりました。ありがとうございます。

岡山主査 その他、全体に関してよろしいでしょうか。

原嶋委員 今に関連して。石田先生の33番と26番というのはどういう関係ですか。

福井 26番は、単純にその損失額を推計して、この金額をちゃんと報告書に記載することで回答しています。33番の方は、先ほど説明があったとおり、今の現状を説明した回答になっております。

原嶋委員 じゃ、同じ現象というか、同じ現象を指している。

福井 そうですね、はい。

原嶋委員 DAの意見というのは、この事業そのものにどういふ、今後何かですね。具体的な数字としては、26番のところを借りれば、1,475万ペソ、年間その所得が少なくとも減少するだろうと。そのことに対する先方政府というか、DAですか、の意向というのは、今後この事業にはどういふ影響をもたらすんですかね。その断片的なことで申しわけないんですけども、非常に大きな影響を持っている。

木内氏 基本的には、今までバイパス道路とか新しい道路の建設でかなり農地を削減してきております。それについて、DPWHとDAが面と向かって議論したことはなさそうですね。

農業省の方が、まあ、しょうがないかという感じで、今まではインフラ中心にやってこられたという状況なんですけど、今回こういうところで、DPWHとしても慎重に扱いたいということで大臣からのレターが出ていまして、ちょっとどういふ返事になってくるかわかりませんが、結局やっぱりしょうがないかなという感じ。

というのは、交通インフラじゃなくて、かなり市街化の影響で農地が削減されているというような面もありますので、その辺とのバランスで農業省がどう判断するかということだろうかなと、私はちょっとそう、まだ想定段階ですけど、そんなことかなと今は思っているところなんですけど。

原嶋委員 後ほど議論になるかもしれませんが、その感覚がちょっと私はぴんと来ないんですけども、もしこの農地の消失によるその所得減少が大きければ、場合によっては補償とか、一時的なのか継続でやるのか形はともかくとして、そういうことも出てくると、この事業全体のコストにもかかわってくるので。

木内氏 今まで農業省へどういふ交渉をしたかというのはちょっと、多分例がなくでですね。

原嶋委員 その現地の地主ですね。

木内氏 地主に対しての補償の方法は決まっております。

岡山主査 すみません、じゃ、関連で、飛んでしまうんですけども、この地図を見ると、多分、今回の路線というのは、水の道に対して、それをズバツと横切るような路線ですよ。ラインになっているので、幾つか、19番でもカルバートのことに何か説明がありました。

岡山主査 5ページ。

見るとわかりやすいんですけども、ごめんなさい。

恐らく下流に向かってワッと流れてくるところを、横にズバーッと東西に横切るので、道路建設された方ももう当たり前のような感じだと思いますけど、念のため、やっぱり水道を道路が走るときには、当然そこに下に流していかなくちゃいけない。それを計算されて、この19番の回答でもちゃんと計算して配置していますということですので、それはそうだろうなと思うんですが、でも、やっぱり農地に与える影響というのもあるでしょうし、それから大変気になるのは、最近水害は100年で1回で予想しても、それを上回るか上回ってしまうということがよくあるものですから、しかも、それに対して対策するのは恐らくやっぱりコストとの兼ね合いだと思いますよ。ちょっと説明していただけるとありがたいなと思います。

福井 洪水の頻繁に起こる地域に橋梁をかけるということですので、当然水門関係は重要視していて、今ここに回答に書いたようなことは当然配慮していますし、実際は詳細設計がこれからになりますので、その詳細設計に入る前に、また改めてちゃんとした水文調査をして、それをちゃんと設計に反映していくということになると思います。

今おっしゃったとおり、何年に1回起こるか分からないぐらいの大きな洪水を意識してやれば当然コストが高くなりますので、そこはコストとリスクとの分担というところで考えていくことになると思います。それも、詳細設計の段階で配慮していくことになると思います。

岡山主査 なるほど。

ただ、先ほどの農地に対する影響で考えれば、やはりそこで想定するところによっては、そこで農業を営む人たちにとっても当然リスクがかかってくる話だと思うので、そういうこともあわせてステークホルダー会議のときまた言いますが、情報提供されて合意がとれているのかなというのが少し気になりました。

木内氏 今回、水路だけじゃなくて、小さな、ファームロードと呼んでいるんですが、農民が歩いて行き来する道路というのも全部、今回つぶさないですべて設ける、連絡できるようにするという対策をとっていますので、もし水が来た場合は、そういうところも通過できるような状況になりますので、一応、原則として上流側と下流側の水位ができるだけ差が出ないように、ボックスカルバートも配置する、という考え方にしております。

岡山主査 ため過ぎず、ゆっくり流すというような感じですね。

木内氏 そうですね。どうしても普通、カルバートの場合だと、そこに水が集中するんじゃないかという想定が出てくるんですが、できるだけ上流側と下流側の水位差が出ない

ように、じわじわと上がってくるようにという考え方で計画しております。

岡山主査 ありがとうございます。

すみません、ちょっといったん詳細へ踏み込んでしまいましたけど、戻っていいですか。

では、全体事項で特になければ、代替案の検討と、二つずつ……一つずつというか、原嶋委員と石田委員の質問なんですが、石田委員は。

石田委員 代替案。

岡山主査 はい。

石田委員 私の34番で設計変更について、また計画設計について、ステークホルダーミーティングなり、ステークホルダーとの協議とか聞き取りとかいう中でコメントが出た場合に、それを、よりよい計画にするために設計変更可能でしょうかという質問なんですけどもね。今回は無理だろうということは、技術的に見て、私は別に工学専門でもありませんけど、それは恐らくそうなんだろうと思いますが、次の詳細設計段階において、「必要に応じて」という言葉が気になるんですね。

私にいただいた追加分の回答の38番のステークホルダー協議に飛びますけども、そこでも「必要に応じて設計変更は可能である」と。一般的回答としては恐らくそうなんだろうけども、具体的回答として足りないんじゃないかなと。私の質問も悪かったと思いますけれども、必要に応じて設計変更は可能ですけども、設計変更できない場合もきっとあるはずなんですよね。大きく設計変更しろだとか、インターチェンジの場所を変えろだとか、そういう。

だから、私はむしろこの質問について懸念しているのは、今回、住民の人々の意見は十分吸い上げられたんでしょうかというところが一番気になる場所なんです。後になればなるほど根幹が固まりますから、工学分野であっても私の分野であってもそうですけども、後戻りするのはとても難しいんですね、特に物である、構造物であればあるほど。

だから、そんなに必要に応じて設計変更は可能じゃないと思うんですよ。ということは、必要に応じて設計変更が今後進むにつれて可能じゃないということを前提とするなら、今回の段階でどの程度まで住民の人たちの意見を聞けたか、または、相手の省庁とか関係自治体に意見を聞き取れたかというところがポイントかなという気がしています。

すみません、私の質問をそういうふうにすればよかったんですが、ちょっと設計変更自体にこだわってしまいまして、ごめんなさい。そういう点、いかがでしょうかね。

福井 今の、設計が固まっているかどうかということについては、まだ固まっていませ

ん。次の詳細設計の段階で、ステークホルダーミーティングに限らず、地質の調査等の細かい調査を行いますので、それらを踏まえてさらに適切な計画があるのであれば、そっちに変えることは、ステップとしてはできますよという意味で、ここに「必要に応じて」と書いています。

ひょっとしたら委員の趣旨と違う回答になっているのかもしれないと今思ったんですけども、そういう趣旨でここは書いています。どこまでステークホルダーの意見が聞けるかということに関しては、今8回ぐらいステークホルダーミーティングをやっていまして、これからドラフトファイナルの説明ということで、また協議に入っていきますので、もちろんこれまでもできる限り意見は吸い上げているつもりですけども、引き続きこれからもできるだけ声を拾えるようにしていきたいと考えております。

岡山主査 逆の言い方をすると、先ほど石田委員もおっしゃったように、多分もう絶対に変えられない、本当に基本ラインのところの設計部分と、線形であるとか。それから、詳細な設計部分の、これからの変更がまだ可能である部分と、多分大きく分かれると思うんですが、その絶対に変えられないところの大もとの部分は、ある程度これまでのステークホルダー会議で合意が取れているというふうに理解してよろしいのでしょうか。

福井 それは大丈夫ですよ。

木内氏 そうですね。一番問題になるのは、よく問題になるのは、インターチェンジの位置なんですけど、これについては何回か地元と話をして位置決めはしております。

それから、あとは線形の話なんですけど、ちょっと線形を変更してほしいんだという意見が出たところもありますが、実は、そうすると、より洪水の影響が出てきますよというような説明で地元には説明してあるというのが現状でございます。

岡山主査 それで合意が大体、線形については取れたと。

木内氏 そうですね、はい。

岡山主査 ほか、いかがでしょうか。

じゃ、このまま環境配慮の方も、ステークホルダー協議に深く関係しますので、このままいってしまいましょう。

佐藤委員 環境配慮。

岡山主査 はい。環境配慮だけでちょっと。環境社会配慮でいきたいと思います。

佐藤委員 私の7番の指摘なんですけども、これは盛り土を4メートルぐらいして、高さが10メートルぐらいあって、上に車を走らせて、荷重が分散されることによって地下水脈

に及ぼす影響がほとんどないということなんですけど、ないんですかね。車がそれだけ走って、私は随分影響は大きいかなと思って見ているんですけども、ここら辺は、ある程度何か調査等、何か根拠はあるんでしょうか。

福井 影響があったのは、一般的なあれだけですかね。

木内氏 そうですね。一般的な話としての回答でございます。

福井 地下10メートルに水が流れていて、盛り土はそれなりにでっかい盛り土ですから、かなり分散されますし、そこに大型車が通ってもそれほど影響がないんじゃないかなという、そこはもう技術的な感覚なところでの回答になっています。特にそれについて調査や予測をしているわけではないです。

佐藤委員 あともう1点。洪水があったときに、現堤防から、越流というんですか、がするということなんですけども……ちょっと私、専門用語がわからないんですけども、このボックスカルバートというのはどういうものですか。

岡山主査 地下の水路みたいなものだと思っていただければ。四角い土管がガッと入っていて、水が流れます。

佐藤委員 問題ないんですかね。結構、洪水が私は非常に頻度が高い可能性があるのかなと。たしか、原嶋委員も何かそこら辺のことを書かれていませんでしたっけ、洪水のことを何か。

25番ですね、25番は、洪水、道路浸水などの影響評価についてその具体策……。

わかりました。了解しました、とりあえず。ありがとうございます。

岡山主査 多分、すみません、私は逆に、道路はここは、ふだん何度も何度も冠水してしまっているといった地域なので、災害道路としてちゃんと使うためには、冠水しない道路をつくるのがまずは必要なのかなというふうに感じているんですけど、そうすると、地下水よりも多分地表水をちゃんと流してあげられるかどうかのほうに気になっていたの、さっきのような質問をさせていただきました。それについては、これから詳細設計の段階できちんと水文調査をして流すようにするということですよ。

福井 そうですね。あと、現在考えている計画でも、これまでの洪水の実績と、それに基づく計画高水位ですね、そこからさらにかなり高いところに持ってきていますので、普通に考えたら、そこまで水が来るといったことはないと思っています。

ただ、先ほど岡山委員がおっしゃられたとおり、何が起こるかわからないという中では当然それがゼロとは言い切れませんが、かなり安全度の高い高さに設定していると

いうふうに考えています。

原嶋委員 話は逸れますけども、円借款でこの道路をつくって、その後、民間なのかな、別の主体がメンテナンスするんでしょうけど、想像すればきりがありませんけど、いろんなことが起きる可能性があって、ざっくばらんな話、民間企業がメンテナンスを引き受けるメリットって何ですか。有料だから。

金籠 そうですね。こちらの道路は、高速道路で有料の道路になりますので、具体的な維持管理の委託の形態というのは、また今後その事業の中で検討されることにはなりますが、もう既にほかの高速道路でも、例えば料金収入をまず民間事業者が徴収をして、その中から運営、維持管理費と、あとはそのリスクに……

原嶋委員 それは、円借款で、最初のイニシャルの建設コストは償却したんですか。

金籠 償却コストの部分の、あ、その円借款の……

原嶋委員 そのままというか、入りますよね。

金籠 はい。ですので、そこを、まず民間企業が取った料金収入の中から、その借金を返済する部分については、その民間企業が国に、フィリピン政府に対してリース料というので……

原嶋委員 フィリピン政府から日本に。

金籠 はい。そのような形をとってまいります。

原嶋委員 現状の道路は、いつかの段階で有料道路に切りかえる。今は全く、現状はもう何もない状況、どこも何もない状況なんですね。例えば部分的にも、今現状、既存のどれかが使っている道路があって、それをドーンと有料にしちゃうという、そういうイメージではないということですね。

木内氏 違います。

原嶋委員 すみませんでした。以上です。

岡山主査 ちょっと私も……

木内氏 料金収入があって、その中からメンテナンスをやるという意味では、政府が、なかなかメンテナンスの予算増えないんですけども、民間はそういう面ではすべて料金収入の中から予算を取りますので、よりよいメンテナンスができるという状況ではありますね。

原嶋委員 実際の収入にもよるんでしょうけども。それいいです。

岡山主査 すみません、逆にちょっとわからなくなってしまったので教えていただきました

いんですけど、そうすると、今回この高速道路は、経営そのものはODAなので、フィリピン政府に対する円借款ですよ。ですけれども、フィリピン政府が日本に対して、それを返済するときには、この高速道路の料金から返していく。でも、その維持管理に関してもPPPで別案件で入っているので、そちらのお金も高速道路の料金から支払うということになるんですか。だから、出先が二つになる？

福井 円借款をどう返すかは相手国政府が考えることですので、フィリピン政府がちゃんと借りたお金を日本に返すと。フィリピン政府の中で、返す原資として、料金収入のうち何割は国にリース料として払うとか、そこは民間事業者と国との契約関係のリスク分担の世界になるんですけれども、そういう関係になっております。だから、料金収入で円借款を返すとか、そういうことではないです。

岡山主査 なるほど。そう決まっているわけじゃないんですね。

福井 はい。

原嶋委員 間接的にはそういう部分があるだろうということ、契約ですね。

岡山主査 なるほど。

原嶋委員 もし全体の収入が非常に厳しくなると問題が出る可能性はあるということですね。それを言い出すと切りがない。

岡山主査 あまり高く設定すると、使われなくなっちゃうものですか。

福井 そうですね。

佐藤委員 どれぐらい、冠水に対するリスクというのはとられているんですかね。水が浸水して、洪水によって何かトラブルがあったときというのは、もう当然それがあるものとして計算……いろんなメンテナンス等が考えられているということですか。そうですね。

福井 今は、路面まで水が来ないような前提の構造にしています。

佐藤委員 という前提の中でということですね。

福井 はい。

木内氏 あと、あるとしたら、盛り土をしますので、その盛り土が洗掘されるとか、そういう小さな被害は出てくる可能性はございますが。

岡山主査 コストの話で、恐縮なんですけど、もう一回戻ってしまって。

ということは、これから詳細設計をしていって、全体的にこういう設計になりましたというところで、逆にどれだけの工事建設費がかかってというお金がはじかれてくるんだと

思うんです。それにのっとして高速料金というものもある程度設定していくことになるんでしょうか。それとも、もう大体決まっているんですか、このくらいのと。

福井 高速料金は、当然どうやってペイするかという観点もあると思いますけども、乗ってもらうための限度額も当然ありますので、その料金抵抗を換算して、シミュレーションの中で幾らぐらいだったら何台ぐらいまで乗るのとかというのを数字をつくって、料金はこのぐらいにしましょうというのを決めていきます。詳細設計が決まってからとか、そういうことではないです。

岡山主査 ということは、大体のところの今見積りはできているんですか、どのくらいにしようと。

福井 今、この調査の中でも検討しています。

岡山主査 ほかの道路の実績からも。

福井 はい。

岡山主査 どのくらいなんですかね。

福井 幾らぐらいするでしょうか。

木内氏 道当たりで……

岡山主査 というか、料金ですね、高速料金。

木内氏 料金のほうですか。料金は現状のほかの高速道路に合わせてありまして、2017年オープニングのときで、キロメートル当たり3ペソ。

岡山主査 3ペソ。

木内氏 はい。1キロ走って3ペソ、6円とか、そういうオーダーです。

岡山主査 わかりました。ありがとうございます。

福井 交通量も試算してあるんですよね。

木内氏 そうですね。

福井 交通量でのチェックも、感度分析みたいなこともしてあって、それぐらいであれば大体ちょうどいいぐらいになるっていう。

岡山主査 ちょうどよく乗っていただける感度分析。了解しました。ありがとうございます、すみませんでした。

あと、汚染からずっと、社会配慮全体までいってしまいたいんですが、ほかいかがでしょう。

原嶋委員 繰り返しになりますけど、先ほどの農地がなくなるという問題はいろんな影

響があって、ここにありますが、農業従事者というのはどのぐらいのスケールかはもう把握されているんですかね。

28番のお答えを見ると、まだあまり正確な情報はわかっていないような印象を受けるんですけども、200ヘクタールかな、金額的なスケールもそんなに小さくないような感じがするんですけども、そこで働いている人たちは、どのぐらいの人数の人たちがそこで仕事をしているのかという把握は、あまり今されていないんですか。要は、土地を持たない農業従事者ですね。

木内氏 土地を持たないのが……結構、土地を持っている人が多いんですね。70%ぐらいだったかな、は土地持ちなんですね。

それで、幾つかというのは、一応大体、水田の一つをロットとして、それを1ロットとして数えて、どのくらい影響が出てくるかという話をチェックしているんですが、大体507ロットぐらいですね。

それで、その中に同じ地主がいるのか、あるいは同じ耕作者がいるのか、その辺は今のところまだわからない状況です。それらの500超と、500を超える、少しは影響を受けるでしょうという中で、160世帯についてインタビュー調査をやっています。

原嶋委員 土地を持たない人は、もしかしたらそんなに多くないんじゃないかという心づもりでというか、それは断定的なことは今申し上げられないんですが、そんなに多くの……

木内氏 そうですね、70%ぐらいは所有者という感じだろうと思います。

原嶋委員 そこで雇われているという言い方はちょっと大げさかもしれませんが、そういう方たちというのはあまりいない。土地の所有者に雇われているというか、その下で働いているような人たちというのはあまりいらっしやらないという、それぞれの家庭でやっているという感じなんですか。家族でやっているというような印象、土地を持っている人たちとその家族で、それぞれのサイトの耕作をしているというイメージでよろしいんですか。

木内氏 約70%は自分の土地で何かやっています。それは自分の土地で農業をやっています。それで、そのほかの人たちは2種類ありまして、地主と借地契約をしてやっている場合、その場合、うちではレシーと言っていますが、そのケースと、あとは全くの小作ですかね、地主のもとで農業をやっているという、この2種類が出てきています。

原嶋委員 借地を持っている人は、ここで言うところの権利を持っているという扱いに

なる。

木内氏 ですから、借地ですから、あくまでも土地は持っていないということですから。

原嶋委員 土地の、広い意味での権利は持っているんですよね。耕作する権利とか、いろいろ国によって違うんでしょうけども。

木内氏 はい。多少、土地を借りているという人と、全くの小作農とでは、補償の仕方が若干違います。

原嶋委員 それで、さっき言った話に戻りますが、タイプBとタイプ2って言葉を使われていますよね。そうすると、今の三つというのはどういう……。ちょっとごめんなさい、繰り返して、もしかしたら中に書いてあったことを私のほうが十分に読み取れないのでご迷惑をおかけしているのかもしれませんが、要はその3種類いらっしゃる。土地を持っている人。土地を持ってないけど、広い意味で借地権を持っている人。3番目は、いわゆる土地の権利を持たずにいわば小作。それは、タイプ2、タイプ1、それぞれはどこに入るんですか。

木内氏 すみません、ちょっとこんがらがってしまって申しわけないんですが、タイプAは……

原嶋委員 どっちですか、タイプAを優先するわけですね。言葉としては。

木内氏 すみません、もうちょっと説明させてください。

タイプAというのは、家が引かかる人ですね。ですから、今、自分が住んでいる家がこのプロジェクトで影響を受ける人ということで、必ずしも農地で農業をやっている人だけじゃないんですね。

それから、タイプBというのが、家は引かからないんだけど、自分の土地が引かかる。で、そのタイプBの中に、地主の、土地を持っている人と、それから借地をしながら農業をやっている人と、あとは小作をしている人、この3種類がある。

原嶋委員 小作の方も入るんですか。

木内氏 そうですね、はい。ですから、土地を借地している人というのは、土地なしという扱いになっちゃうんですね。

石田委員 借地は、土地なしということですか。

原嶋委員 土地なしだけど、権利はある。

木内氏 そういう扱いになっちゃうんです。

石田委員 そこがわからなかった。僕は、どう読んでも「土地なし農民」という言葉が

出てこないんで、おかしいなと思っていたんですね。借地が土地なしですか。なるほど。

木内氏 ええ、借地と小作人。

石田委員 小作人は「土地なし」と呼んでいる。

木内氏 そうですね、はい。

原嶋委員 タイプBでは、含んで対応している。

木内氏 ですから、農業に関するのは全部タイプBに入っています。タイプAが、自分の家が引っかかるという人たちです。二つをごっちゃにしちゃうと、あまりよくわかんなくなるだろうということで、それをちょっと分類してインタビューしています。

原嶋委員 フィリピンの国の側のルールといいますか、その扱いでも同じような分類ですか。

木内氏 そうですね。ですから、土地なしだけでも借地している人にはこのくらいの補償をしましょう、それから、小作人の場合はこれだけの補償をしましょうという規定ができております。

原嶋委員 ちょっと正確に言うと、読む限り、土地がない人はあまりターゲットになってないような印象を、ちょっと読んでいるときに感じたので、それはそうではないということでもよろしいんですね。

木内氏 はい。

ちなみに、借地をして農業を営んでいる人については、過去の5年間の平均の5年分を支払います。それから、小作人については、1年分しか出ないんですね。土地持ちの人については、土地の代金で交渉をしております。

佐藤委員 何で小作人はこれ、1年のデータに基づいているんですか。ある程度、そこは随分変動があるんじゃないですかね。

木内氏 その辺がよくわからないんですが、確かに1年ではちょっと安いかなと、かわいそうだなという気がするんですけども、やはり借地契約をして農業を営んでいるという方が正規の農業従事者に近いという。けども、本当の弱者は小作人の方なんですね。

佐藤委員 そうですよ。

木内氏 ですから、その辺のギャップがまだフィリピンにはあるというのが現実でございます。

岡山主査 実際のところ、もし高速道路が走るもうどんぴしゃりの場所が、小作の人が耕していた土地だった場合には、完全に職場を失うわけですね。だから、下手をすれば

移住ということも。移転者の方に、もしかしたら該当してくるんじゃないですか。

木内氏 ですから、その辺もまだ、正確な用地測量をやってみないとわかんないんですよ。たまたま今引っかかる場所の小作人にはあるんだけど、実は地主がもうちょっとほかにも持っていてそっちの小作もやっていますとか、その辺の状況が、今の段階ではなかなかクリアにできていないという状況です。

石田委員 農業に関連して、RAPに関連してですけども。

私の追加分のまず36番が関連すると思うんですけど、クラリファイしていただけるとありがたいんですが、そうすると、Project Affected Familyというものが9-115で出てきますが、それまではProject Affected Peopleとか、Number of Household Affectedだったんですけども、Project Affected Familyというのは、プロジェクトの影響を受ける家族というのは、世帯と同じ意味なんですね。

木内氏 そうですね。

石田委員 Project Affected Householdと同じ意味で使われておられるんですね。

木内氏 すみません、その……

石田委員 わかりました。いや、急にPAFって出てきたんでびっくりしたんですよ。恐らくファミリーだろうなとは思ったんですけど。

木内氏 はい。フィリピンの中のラリップ(LARRIPP)もいろいろミックスで使っております、すみません。

石田委員 わかります、わかります、いえいえ、提言を幾つかされているんだと思います。いや、それがわかれば大丈夫です。ありがとうございました。

それから、そうすると、ちょっと戻るんですが、ページ99の表の9141、私の質問は35なんですけど、ここ、質問が幾つか入っちゃって申しわけありませんでした。

まず、最初の灌漑、それとも天水ですかということに対しては、ほとんどが灌漑農地であるということは、はい、理解いたしました。

その次なんですけども……これはいいです。ごめんなさい、これはコメントの方ですね。今やってるのは質問のことだけですよね。

岡山主査 はい。

石田委員 大丈夫です。すみません。

それから、37番……はい、わかりました。了解です。

社会配慮の質問ということで、今ざっと。ですので、7番から18番までと、それから

35、36、37で考えていますが、いかがでしょうか、ほか。佐藤委員ですけど。

佐藤委員 なるほどという感じですね。

13番なんですけども、コンサルタントの話なんですけど、13番で環境モニタリングのコンサルタントが、EIA調査を実施した経験を有することと書いてあるんですけども、JICAのこれそのものが環境配慮から環境社会配慮に変わってきていますよね。そのときに、社会的な側面もある程度見ていくことができるような能力を持っている人を採用するということですかね。そういうクラリフィケーションの中で選ぶということですよ。これ、ちょっと。

木内氏 環境だけじゃなくて、社会配慮のほうも十分に、はい。

佐藤委員 環境モニタリングコンサルタントとしたときに、従来のものよりもより広い意味での能力が求められていると思うんですけども、だから、ただ経験を持っていたからというよりも、ある程度その経験を持ちながら、それでその社会に対する配慮もとれるような人というものをぜひ採用していただければなと思います。その配慮については。

木内氏 残念ながら、今のところ、国家資格的なものはまだつくられていないものから、どうしても経験年数とか、そういう規定になってしまうわけですね。本当にいいのは、ちゃんと資格試験があって、それをパスした人間とか、そういうふうに変っていくと一番いいのかなと思っているんですけど。

佐藤委員 でも、結局、そのコンサルテーションミーティングの中とか、ある程度経済的な低所得者層の人たちを巻き込むことを高いことを考えると、ある程度その社会的配慮というものを何かしらの形で頭に入れてやっていただかないと、従来のただ道を見て土地を見てというものだけではないと思うんですけど。

木内氏 そうですね。

佐藤委員 ありがとうございます。

岡山主査 今のところ、16番のところなどの回答にあるように、今回のこのミーティングに関しては、6割近くが実は貧困ライン以下であると。決してマイノリティじゃないんで、むしろこちらがマジョリティであるというのが非常に特徴的だなと思うんですけど、そういう意味では、特に貧困層の意見というものは伝えられているんじゃないかなというふうに推測はされるんですけどね。

すみません、18番のところでもそのことを聞きたかったんですけど、いわゆる貧困層という方々は決してマイノリティじゃないんですけど、その貧困層の移転をしようとする世帯

が67世帯なんですか。それとも、全移動が必要な世帯が67世帯あって、そのうち貧困層が63世帯ということなんですか。

福井 これは、全世帯が67で、そのうちインタビューできたのが63世帯です。その63のうちの世帯数で58.5%が貧困層という関係になっています。

岡山主査 そういう感じですね。

佐藤委員 貧困層の中では、ある程度何か異なる属性というものはあるものなんですか。例えば部族的なものであったり、何か異なる宗教であったりという、あまりそういうものではないということですか。

木内氏 ここについてはあまりないですね。

佐藤委員 ある程度、同種性の高い貧困層であるということですね。ありがとうございます。

岡山主査 あまり本質的なことではないんですけども、アンヘレスのたしか西側にピナツボ火山があって、あの一帯全部、ラハールで移動を余儀なくされて、そのときの被災者の方々がこのあたりにまだ住んで、こういう農業などをやっていらっしゃるんですかね。

木内氏 いや、ここにはいないと思うんですが。

岡山主査 さすがに、ちょっと遠いですか。

木内氏 ええ。

岡山主査 すみません、あのときの被災者が一体どこで今何しているのが、少し気になったものですから。

石田委員、いいですか、35、36番あたり。

石田委員 はい、大丈夫です。ここは先ほど回答をいただきました。

岡山主査 ありがとうございます。

じゃ、ちょっと次にいきたいと思うんですが、ステークホルダー協議と情報公開に關しまして、19、20、21と、それから石田委員の38ですね。いかがでしょうか。また、カルバートが出てきましたね。

原嶋委員 石田先生と同じなんであれですけど、20番で、先ほど石田先生が、住民の意見が設計にどのくらい反映されていて、されていない部分があるかということで、一つの例として、アリアガ・インターチェンジは、一部の住民の意見は反映されていないように、読んでいる限りとれるんですけども、そのあたりの、「アクセシビリティ」という言葉で回答されてはいるんですけども、インターチェンジの設置についての意見というのはかなり多様

なんですか。当然、利害は大分ね、どこにつくられるかによって、人それぞれの利害が変わってくるので。

木内氏 あまりそういうことはなくて、アリアガ町の中には、今、現実に二つインターチェンジがありまして、一つは町の中心地です。それから、もう1カ所は、逆にカバナツアンシティの境界に近いところでして、そちらのインターチェンジは、カバナツアンシティの南側の地域からのアクセス用に設けているわけですね。

これですけども、カバナツアン地域の中は非常に混雑しておりますので、北側だけにインターを設けておいたのではなかなか利用してくれないだろうと。そういう意味で、ここにバイパスができておるんですが、このバイパスに直接アクセスして、この辺の地域のアクセスを高めたいと。そういう意味で、ここを利用する交通量は、アリアガより倍以上違うのかな、そういう状況です。

アリアガの人たちが見て、おれのところに二つは要らないだろうという判断なんですね。一つでいいんじゃないかと、こういう判断なんですけど、実はもう一つは、カバナツアンシティ側用のインターチェンジということでございます。

佐藤委員 余談なんですけども、パーキングとかというのはないですね。パーキングエリアとかというのは。

木内氏 今のところ、ここでは考えていません。フィリピンですと、交通量がだんだん増えてくると、そういうのを徐々に整備していくという手法をとっておりますので、最初からそういうのはあまり設けていないという。

佐藤委員 そういうのがありきじゃないわけですね。

木内氏 はい。

佐藤委員 わかりました。

岡山主査 先ほどもちょっと説明があったように、南側から例えば上がってくるときの高速道路用のハイウェイではあるけれども、そこは無料なんですね。例えばアリアガ沿いにこう。

木内氏 この辺でしょうか。

岡山主査 そうです、その辺ですね。

木内氏 これは無料ですね、はい。

岡山主査 ですね。それでずっと走ってきて、そこのインターチェンジから入るときにお金を払うという形。

木内氏 はい、ここで。

岡山主査 そうすると、インターチェンジは今、5カ所。

福井 そうです。

木内氏 当初計画でこの辺の、真ん中のインターが全然なかったもので、かなりエリアが不平不満を言っておりまして、今度、例えば住民移転が発生するから、それ用の用地を確保してくださいよという話をすると、「はい、わかりました」と言って非常に協力的になってきていますね。

岡山主査 逆に、インターチェンジの数がこれから増えるってことはあるんですか。

木内氏 インターチェンジの数ですか。

岡山主査 はい。

福井 基本的には、ないです。

岡山主査 ないですか。このくらいで。

木内氏 今のところは、これが、はい。

福井 ただ、さっき言ったとおり、これからの詳細な調査で、本当に必要が出てきたら当然それは反映しますけども、今のところ考えていないです。

岡山主査 逆に言うと、この川の近くはあまり人が住んでないということなんですかね。

木内氏 そうですね。

岡山主査 低いところ。

木内氏 ここは全体的にかなりフラットな地域でして、勾配で0.03%くらいですから、川の中心は流速が出ますけども、ほかはあまり流速は出ないだろうというふうに想定しています。

岡山主査 じゃ、道路自体のこの東西の勾配も、あまりないんですか。

木内氏 そうですね。ただ、橋に近づくとところとか、インターチェンジの近くとか、その辺で多少ありますけども。

佐藤委員 先ほどご指摘がありました、交通量が大きくなっていくにつれて、例えばパーキング等も検討なされているという、それがフィリピンのやり方だということだと思えますけども、パーキングができればできたで、その廃棄物の問題が出てきますよね。そういうような配慮というものは、今からは当然想定しないということですね、この段階では。

木内氏 そうですね。

佐藤委員 計画がなされていないのか。

木内氏 計画、はい、しておりません。

佐藤委員 交通量の見込みというのは、どれぐらい、今のところはされているものなんですか。

木内氏 交通量は約1万7,000台です、両方向で。

佐藤委員 それが急激に増えるというわけではないわけですね。それは書いてありましたね。

木内氏 ここは、はい、あまりふえないと予測しております。

佐藤委員 そうですか。はい、わかりました。

石田委員 2万台越えるのがいつでしたっけ。

木内氏 2万台を超えるのは、2020年ぐらいでしょうかね。

岡山主査 すみません、仮の...仮ばかりで申しわけないです。盛り土形式ですずっとこれ全部、ほとんどつくって行って、川のところだけ橋脚という感じのイメージですよ。

木内氏 そうですね。

岡山主査 よく都市高ではあるんですけど、要はブリッジ型ですずっと最後まで、片側2車線、4車線分を仮にずっとつくったら、その場合と、その盛り土をしていく場合と、どっちの方が工事的には安いんですかね。

木内氏 高架でつくっていくと、多分この5倍ぐらいの金がかかります。

岡山主査 そういうものなんですね。やっぱり、盛り土してつくったほうが安い。

木内氏 そうですね、はい。

岡山主査 ありがとうございます。

佐藤委員 その盛り土をつくることによって、例えば、多分書いたと思うんですけど、野生生物等の移動とかというのはないわけですよ。もう、いわゆるそこで何か、その移動に伴う移動経路の遮断でやって、あとはそれがその生息域を遮断するとか。多分、このウォーターシェッドのこの河川流域なんていうのは、結構何かあり得るのかなと思っちゃうんですけど、そういうことはないわけですね。

木内氏 非常に今回、たくさんのボックスカルバート、これが通り道としても使えますので、そういうように。

佐藤委員 それは、野生生物の通り道でも使いますか。

木内氏 はい、としても使えると思いますので。そもそもあまりいないんですね、ここ。

佐藤委員 いないんですね。そういう理解でよろしいですか。

木内氏 はい。

それと、やっぱり水田地帯で、肥料を使ったり、あるいは、たまにでしょうけども消毒なんかをするみたいなんで、その辺が特殊な生物というのはあまりいないところですね。

岡山主査 全体的には農業地帯だということなんですけども。

木内氏 そうですね。

岡山主査 いろんな穀物を運ぶためにも、こういう交通が必要だろうという理解なんですよね。ここのパンパンガ川とか、それなりに大きな河川もあるんですけど、漁業の人たちとかはいないんですか。

木内氏 ここは、漁業はいないと思いますね。

岡山主査 なるほど。

原嶋委員 細い感じなんですか、ふだんは水が。

木内氏 そうですね。ですから、乾季と雨季でかなり川幅が大幅に違ってしまうということですね。

岡山主査 じゃ、むしろ水産物は、東西の港から、この道路を使って運ぶというフローになるんですかね。

木内氏 そうですね。このカバナツアンシティは、このリージョンのあたりの農業生産物の第一集積場所ぐらいになっておりまして、そこから例えばスービックの港へ行くとか、あるいはマニラの港に行くというような状況ですかね。それから、逆に肥料とかあの辺は、やっぱりカバナツアンまで来て、それで再配布されていくというような状況です。

岡山主査 今でもマニラから上がってくる高速は、この一番右側にある縦線ですよ。

木内氏 これですか。

岡山主査 はい。

福井 これは高速道路ではないです。

岡山主査 違いましたっけ。

木内氏 高速じゃないんです。国道です。

岡山主査 普通の国道ですよ。

木内氏 はい。こちらが、こういう結構、中間の町の中が非常に混んじゃってしまっていて、高速道としてはかなり遅くなっているということで、現状として、高速道路を使ってこっちの道路へ行ってこっちに入るとか、そういうルート選定を徐々にやり始めている。です

から、これが高速、高速でつながると、ここを使っていたものがこっちに若干来るだろうという想定はしております。

石田委員 ちなみに、線形予定地に湿地はかかってないわけですか。

木内氏 湿地。湿地という湿地はないと思っています。

石田委員 そうですか。いや、再確認なんですけど。

木内氏 はい。雨季になると、かなり水がたまりますという状況ではあります。

石田委員 自然冠水はするけども、湿地としての認定されている場所ではないということですか。

木内氏 そういうことです。

岡山主査 さっきの、すみません、とりあえず飛ばしちゃったんですけども、4番で聞きかかったのは、要するにまずはカバナツアンを有機的につなごうと思ったら、こういう、ただこう手がけてひらけてこっちではなくて、そのままズバンとおとなしく南北を優先するほうが速いんじゃないかなと、すみません、最初に計画を読んで思ってしまったものですから。なぜそっちよりこちらが今優先されているのかなというのがちょっと疑問でした。どうなんですかね。

木内氏 一つは、これと並行してこちら、マニラから直結するという高速道路の計画もあります。ただし、一つの問題は、マニラにどう入っていくか。マニラの位置、それから全体として150キロを超えるかなり長い高速道路になりまして、それを待っていると2030年ぐらいまで完成しないよというような状況なんですね。

それまでに、とにかくここにということの、交通量を少しでも削減しようかという話と、地方中核都市を育成していきたいということで、この計画がプライオリティが高くなっているというのが現状でございます。

岡山主査 わざわざ遠回りをさせて、こちらのほうに人を落とそうみたいなふうにも見えるんですけど。

木内氏 ですから、まっすぐ上げると、これは何年かかるかわからないという状況なんですね。たまたま、こちらがここまでもう完成済みなものですから。

石田委員 ちょっと生物関係の確認なんですけど、ここはずっとアグリカルチャー難民のところですよ、ゾーニングとしては。ということで、恐らく生物多様性はあまり高くないとみなされていて、水生昆虫とかはいるんでしょうけども、普通にいる昆虫、トンボであるとかそういうものだと思うんです。

それで、そういうことを反映して、この9の5の1、9ページ、9-52というのは、要はファウナについての記述はほとんどないということなんですけど、これは何か現地の踏査をやられているんですか、それとも文献とか聞き取りとか、この記述についてはどういうソースで書かれておられるんでしょうか。

木内氏 2010年のFS段階で現地調査して、その辺の確認はしております。

石田委員 そこからのいわば抜粋ですね。

木内氏 はい。

石田委員 ありがとうございます。

佐藤委員 あと、季節に応じて随分状況が違うような印象を受けるんですけど、ということはファウナの季節的なものというのは何か踏査というか、季節の何かというのは見られていたんですか。あまりそういうのはないんですか。

木内氏 あまりなさそうなんです。

佐藤委員 水が多いときは多いなりの生き物の動きってありますよね。ああいうのは。随分、ここの52が薄いなと思って私も見ていたんですけど。言葉の密度が弱いなと思って。ここら辺は農業地帯としてみなされ、あまり……初めの踏査でここを書いているということですね。

木内氏 あまり書くべき特質がないという感じなんですけどね。

佐藤委員 季節がないんじゃないですか。季節ないですよ。それとの……。デキロウとこれとは……。

岡山主査 そうですね、細部というか。

佐藤委員 ここは弱くないですか。

岡山主査 何となくわからないではないんですけどね。

石田委員 写真あるとよかったけど、写真も。

岡山主査 写真もあまりなかったんです、多くは。

石田委員 写真も多くないですね。

岡山主査 うん、ないですね。

佐藤委員 はい、結構です。

岡山主査 すみません、確認なんですけど、ステークホルダーミーティングを今まで8回ほどやってきたということ、それと、コンサルテーションミーティングというのは同じですか。違う。コンサルテーションミーティングというのは。

木内氏 コンサルテーションミーティングという中には、LGU、首長あたりとのミーティングも含めております。ですから、コンサルテーションミーティング、そっちの方がかなり広い意味で、ステークホルダーミーティングは、住民とかその辺に絞った関係にして実施しております。

岡山主査 ということは、ステークホルダーミーティングは8回ほどやったけれども、コンサルテーションミーティングという回数だと、もっとたくさんになりますと。

木内氏 そうですね、はい。特にインターチェンジのロケーションを決めるときは、何回か行って話を詰めていくようにやっています。

岡山主査 ありがとうございます。

質問事項として、石田委員のその他のことが幾つかあるんですが、39から44。

石田委員 全体で、その他はないんです。

39から44については、ありがとうございました、ほとんど理解させていただきました。

27というのは、この後出てくると思います。40、41に対して27で回答というのはこの後出てくると思います。そこで少しお聞きしたいと思いますが。

42番、これもひょっとしたらコメントにしたいなと今は思っているんですが、9116の表の9635の説明で、土地を求める人がごく少数であるのは、例えばミンダナオ島に行かされることになるというような恐れがその理由として挙げられていると。だから、つまり仕方なく、土地じゃなくて、Just compensationを希望しているとも読み取れることは可能なんですね。

ということで、この点についてはもう少し、希望を再度聞いていただきたいというか、できたところで、コンペンセーションですか、これ、コンペンセーションについての希望については、再調査とまではいきませんが、再ヒアリングのようなことはやっていただきたいというようなコメントは書こうと思っていますけどね

以上です。

木内氏 非常に難しいといいましょうか。

石田委員 わかります。その辺はわかります。

木内氏 現実言いますと、例えばDPWHが土地を買って代替地を提供するというようなことができれば一番いいんでしょうが、実はDPWHは、道路をつくる目的以外で用地取得ができないんですね。そういうことがありますので、代替農地を提供するためにDPWHが用地取得をできるかということ、それができないというような現実的な問題がありまして、

こればかりはちょっとかなりきつい状況になっています。

石田委員 はい、わかりました。

岡山主査 そうなんですね。ということは、DPWHは、逆に換地用の土地を持っているわけではないということですか。

木内氏 はい。一応LARRIPPあたりでは、ランドスワッピング、オーケーですよということになっているんですが、実際それを適用するとすると、近くに、例えば道路がもう使われていない、廃道になった道路があるんだけど、その部分の用地はそういう目的に提供してもいいですよということぐらいで、DPWHが土地を買ってそれを農地として提供するということが現実的にできない状況なんですね。

石田委員 追加ですけども、本文の9-116に、土地を求めるとミンダナオに行かされるかもしれないという気持ちと、もう一つ書かれていて、提供されるかもしれない土地は、生産性が非常に低いだらうと。これはミンダナオのことですか。この周辺のこと。

木内氏 多分、廃道になった道路あたりが提供されても、農地としては使えないとかということだらうと思うんです。

石田委員 わかりました。ありがとうございました。

原嶋委員 これRAPは今、これからかなりこのRAPに依存するんでしょうけど、RAPのフォローはどうするんですか。大枠は今の話なんですけど、いろいろなことでRAPで決めることに依存してくると思うんですね。それは問題ないこともあるでしょうけども、いろいろ制約もあって、要はJICAのガイドラインの趣旨に沿ったような形で移転が行われているかどうかということモニターするとか、フォローするという、それは今どういう状況になっているんですか。

青木 審査前ですと、当然、文書自体を取り寄せて確認をして、ガイドラインのときやった小さくなるような話……

原嶋委員 ケースによって違うんでしょうけど、RAPの内容をもう少し、前倒しで出ているもの、ケースとしてはあるんですね。今回はちょっとあまりないような感じもして。単純には比較できませんけども。

青木 そうですね、今回、RAPの本体自身が若干遅れていて、サマリーの部分がドラフトファイナルレポートに反映されているというふうに理解しています。ご指摘があったように、モニタリングのフェーズの中でも、一つの住民意見としてどうなっているかということを確認する役割というのはあります。

岡山主査 じゃ、差し当たって、まず事前の質問事項は以上になるんですけども、ほかに何かご質問ってありましたら、どうぞ。

青木 今見ていただきます過程でかなり内容があちこちに飛んだので、いったんそのコメントのところで区切りをつける意味でも、全体をさっとご覧いただいて、ないかどうか。

岡山主査 ちょっと見直していただいて。あるいは、今挙げた質問とか大丈夫ですか。

原嶋委員 審査会の関与はこれで、助言委員会の関与は今後どうなるんですか、この案件は。

青木 この案件につきましては、この後、助言確定が今度で出て参るということになりまして……

原嶋委員 ドラフトファイナルレポートに対する助言ができますよね。

青木 できます。その結果は、反映する反映しないという対処方針を作成すると同時に、ドラフトファイナルレポート、それからファイナルレポートに反映されると。

実際にそのプロジェクトが動き出す前の段階で、これは今度の3日の月曜日の全体会合で、かなり日程が、石田委員からコメントいただきましたように押し迫っているんですが、環境レビューについてのご説明をさせていただいて、これは今度は地域部からになりますけども、させていただいて、そこでご報告で、そのまま、じゃ審査に出てくださいとなるか、もしくは助言をするということになるかというのは、その場で決まることになります。

原嶋委員 繰り返しですけど、RAPは、その段階ではそんなに進展はしてないですよ。もし仮に環境レビューを助言委員会でもう一度議論するという事になったとしても、あまりその段階ではRAPはそんなに進んでないですよ、多分、現実の問題として。現実的に次の問題としては。

コメントにも幾つかありますし、今、石田先生がおっしゃったようにちょっとRAPに依存する分が多いので、結局RAPで決めますと言われて、それはそれで別に規制するわけにいかないんですけども、そこでうまくこう、うまくというのは、JICAのガイドラインにそぐわないような形で行われないように確保するというのが、懸念としては残るということですね。

青木 そうですね。

岡山主査 そういう助言でいいと思います。そういうのをしたいと思います。

原嶋委員 私もあれです。

岡山主査 はい。

青木 広く言えば、全体的に、今おっしゃったようなことが審査に残るわけですが、事前にご覧いただいているその部分部分で、審査でこういうところを注意してよという。

原嶋委員 先ほども言ったけど、大体、それぞれ現実的にいろいろ幾つか問題があるわけですね、制約の。この後ちょっと出てきますけど、幾つかの反対をしているところもまだ残っているんですね。

岡山主査 では、一旦ちょっと休憩をしてもいいですか。10分くらい。半まで。よろしくお願いします。

午後3時19分 休憩

午後3時30分 再開

岡山主査 では、再開させていただきます。

まず、全体のほうからですと、コメント、4ページの22番からと、それから、追加の資料は45番からということになります。そんなに数が多くない上に、さっきから何度かこちらの方に踏み込んでいますけど、ちょっと最初から、じゃいきたいと思います。

コメント、まず全体事項としては石田委員からということですが、これは、しかも回答がついているので、22、じゃ、一緒にいきましょうか。

石田委員 大体のこと、同じことですね。

岡山主査 同じことですね。45番と22番で回答は同じということなんですけども。

石田委員 理解できましたので、ぜひそのようにしてください。これは、やはり助言として残したいと思っています。後でちゃんと言います。

岡山主査 はい。

次、いきましょう。

佐藤委員 23番なんですけども、回答そのものが、教会の移設がないという、必要ない線形としてあるというのは当然わかるんですが、教会というのはあくまでその宗教の人たちのアクセスの問題ですから、だから、この線形がデザインされることによってそれが、教会に来る人たちのいろんな妨げにならないといいなと思っているんですけど、そこら辺はどうですかね。あるいは、わからない。

福井 特に妨げになるようなことは……

木内氏 教会自体そのものが国道のすぐ横にできている状況ですから、国道自体の通行性というのは妨げるようなものじゃありませんので。

佐藤委員 はい、わかりました。ありがとうございました。

岡山主査 24番、環境配慮などはいかがでしょう。

原嶋委員 いいですよ、先に進んで。また、助言に入れるようにしていくことですから。

岡山主査 24番、灌漑水の権利。

25番、洪水に関してですね。

助言については、残すかどうかを聞きながらいきたいと思います。

原嶋委員 24、25は残してください。

岡山主査 はい。24番、権利の帰属と、25番は多分関連するところがたくさんあったと思いますので、また文言の整理は後でお願いします。

原嶋委員 26、27、28、29も残してください。

岡山主査 はい。

原嶋委員 1件確認ですけど、結局、一部反対というのがあるということで、それは最終的にはもう交渉しかないと思うんですけども、それによって軋轢や問題が起きるということを心配しているわけですけども、いかがですか。

木内氏 ドラフトファイナルレポートの最後のステークホルダーミーティングのとき、十分こちらの考え方を説明して了解してもらおうということを考えています。

原嶋委員 世帯数的にもそんなに少ない数ではないので、やっぱりしっかりしたネゴシエーションをしていただくということが必要だと思うので、よろしくお願いします。

岡山主査 30番はいかがでしょう、石田先生。

石田委員 30番は残したいと思います。後で文面を言いますが、貧困層が賃労働に採用されるといったことを環境計画やモニタリング計画にも記載することで、もう回答をいただきますから、そちらのほうで残そうと思っていますので。

岡山主査 そうですか。ありがとうございます。

石田委員 それから、私のほうでちょっと。

岡山主査 そうですね、46から50まで。

石田委員 最初は単なる確認なんですけども、灌漑と天水の農業で、Tarlac Provinceが、レインフェッド、天水とイリゲートが非常に近いので、これだけが気になったんですね。これはもう、そのまま写し間違いはないですね。

木内氏 大丈夫です。これは確認しました。

石田委員 わかりました。はい、ありがとうございます。

それから、47番は助言として残そうと思います。

それから、48、49ですが、ありがとうございます、willingというふうに修正していただけるということで、私はこの質問を書いているときはwillingでいいかなと思っていましたけど、考えてみると、willingというのはやっぱりwill、英語でwillというのは強い言い方なんですね。だから、これはイエス・ノーの質問をされているわけですので、移転の意思調査で、移転に賛成しますか反対しますかという、「いいえ」ですかという回答を求めている。willingまでは聞いてないんです。だから、アグリードぐらいはどうでしょうかね。それでもし調査報告として差し支えなければ。だから、何%がアグリーして、何%はディスアグリーだとか、ノーだったとか。

福井 問題ないですね。

木内氏 問題はないですね。

石田委員 問題ないですか、はい。willingは若干強いような気がするんですね。

福井 はい。そういうふうに修正します。

岡山主査 じゃ、残るんですね。

石田委員 これも助言で残します。

50番は、はい、結構です。50番も出ましたので。

岡山主査 31番はステークホルダー会議なんですが、先ほどから何度か出ている、要は貧困層のことであるとか、あるいは住民移転のこと等々に関して、要はどういう合意形成を行っていったかという、それから今後どう行ふべきかというところで、この助言というのは、これまでやってきたステークホルダーミーティングと、それから、次、まだ次の段階で行うときにどう助言できることなのか。これって、ファイナルドラフトの段階で？

青木 ドラフトなり、もしくはファイナルレポートにどう反映してほしいというような助言で結構です。

岡山主査 はい。

青木 例えば、レビューの段階で、こうしたらいいんじゃないかという助言であれば、次の段階のときにでも結構だと思いますけれども。

岡山主査 次の段階のときに、助言する。了解。

じゃ、とりあえず今のところまで終わってしまったステークホルダー協議に関しては、こういうふうにあるべしというのは言えないということですか。もう終わってしまっているの。

青木 やり直せというような話であれば、もちろん言えますが、次回ということであれば。ただ……。

そうですね、やっぱり環境レビューの段階でいただくのが一番いいかと思います。

岡山主査 了解しました。じゃ、31もちょっと残してください。

あと、32は一応入れておいてください。

あとは、石田委員、その他。

石田委員 52番を助言に残したいと思います。51番は結構です。

岡山主査 ありがとうございます。

では、ちょっとばらばらしているんですけども、すみません、質問のほうからも多分、助言に残すべきところがあるのかと思いますので、もう一度だけ最初から確認させていただいてよろしいですか。

原嶋委員 1番はいいです。

岡山主査 削除で。

佐藤委員 2番は削除、3番、削除をお願いします。

岡山主査 はい。

4番については、優先順位のことというのも、先ほどの質問をさせていただきましたように、要はニュー・デベロップメント・プランと、その下にあるナショナル・デベロップメントプランと、で、ニュー・デベロップメント・プランの下にナショナル・トランスポート・ポリシーがあって、今はそのポリシーに対しての基本方針に対してアダプトしているという回答だったと思うんですけど、その中でさらにJICAのマスタープランがあって、マスタープランには優先順位が含まれていて、それに従っていますというご回答ですよね。

そのナショナル・トランスポート・ポリシーの基本方針を記載していただきたいと思います。なので、そういう助言にさせてください。簡単には箇条書きに載っているんですけど、どのようにアダプトされているのかちょっと不明だったものですから、すみません。NDPの進捗と、NTPの基本方針について記載し、ということですね。9ページでしたっけ。

木内氏 9の6ページに一応お示ししてあるんですけども、デベロップメント・ポリシーの。

岡山主査 ポリシーの基本方針。

木内氏 はい。

福井 今書いてあるもの以外に、どういうイメージのものを。

岡山主査 要は、どういうつもりでナショナル・トランスポート・ポリシーなのかということがわからないので。先ほどご説明でもあったように、例えば、本来であればロケーション的にこっちのカバナツアンに対してマニラから云々という話とか、それから、優先順位としては、縦線を建設するよりも、今できているところからつなぐというほうを優先しましたということが、JICAのマスタープランに従っている。JICAのマスタープランでは、そういう優先順位をつけたということですよ。でも、それは、そもそもはナショナル・トランスポート・ポリシーにアダプトしていくというふうに書いてあると思うんですけど、違うのかな？

なので、そうすると、じゃ、フィリピン国は、そもそもこの辺のトランスポーターションについてどう考えているのかなというのが、実はちょっとよくわからないんです。なので、もし、先ほどナショナル・デベロップメントプランはできてないんですけど、ナショナル・トランスポート・ポリシーはあるということだったので、フィリピン国としては、このあたりのこのトランスポーターションをどうしたいのか、どういうつもりなのかというのが基本方針ぐらいはもしあるんだったら、もう少し書かれているといいなとか思ったんですけど。あまりローカルじゃないんですね。

金籠 ええ。個別の道路の優先順位づけとかというようなものは、PDPであっても、NTPであっても、その中に書かれているということはないのではないかなというふうに認識しているんですが。

岡山主査 じゃ、マスタープランだけなんですね。

金籠 そうですね、はい。

木内氏 PIPでは、道路について言えば、これだけはやりたいというのは出ていますけどね。

岡山主査 そうですか。

木内氏 すみません、先ほどちょっと説明不足だったんですが、フィリピン・デベロップメントの、これはできているんです。その中で、いろいろリファアーしているロジスティック……その下のレベルがまだできていないんですね。

ロジスティック、どこだっけ……。

金籠 ナショナル・ロジスティックス・マスタープランとかですか。

木内氏 そうですね。道路・鉄道・港をインテグレートしたものはつくり、そういう考

えでやらなきゃいけませんねというポリシーは出ているんだけども、その下の段階のトランスポート・センター全体を合わせた段階でのマスタープランは、できていないということですね。一方、道路についてはできているという、道路展開については。

岡山主査 それぞれのマスタープランが。

木内氏 そうですね、はい。

金籠 今にお答えするとすると、JICAがサポートしたマスタープランの中で、そのような優先順位づけになっているということ、ドラフトファイナルの中に記載するということはできるというふうに思いますけれども。

岡山主査 そうですね。すみません、いつもこういうパーツ、パーツの審議になるものですから、その全体はどうなのかということがやっぱりとても気になるんですよ。なので、そういうことの説明がつけ加えられていると大変ありがたいと思います。よろしくお願ひします。

5番は結構です。

原嶋委員 6番も結構です。

佐藤委員 7番、結構です。

岡山主査 いいですか。

8番も結構です。

原嶋委員 9番、10番は削除で、11番は残してください。土地の権利を持たない農業従事者への補償方法について記載をしてくださいということで、残してください。

佐藤委員 12番は、27のほうに統合していただければなと思います。

13番に関しましては、そのコンサルタントそのものが、社会配慮も踏まえた形で、ある程度の条件を満たすような人を採用することという形で、残していただければなと思います。

14番、15番、16番、消していただいて結構です。

17番、コンサルテーションミーティングの内容、特別な意見について、ある程度の属性に基づいてその意見を記述することという形で書いていただければなと思います。

岡山主査 17番ですか。

佐藤委員 はい、17。どこが、誰がどういうことを言っているのかということ、大体の属性で結構ですので、書いていただければなと思います。

岡山主査 18は、14は消えてしまっはいるんですけども、多分、原嶋先生のところ

で、住民意見に関しての今後のモニタリングであるとか、そういうことも多分助言が要りますよね。そっちに全部出ているならいいんですけども。

原嶋委員 いや、特にそれはない。この文章の中にはないですね。先ほどちょっと口頭で申し上げただけです。

岡山主査 先ほど、すみません、原嶋委員からの逆に口頭であったこの助言案としては、例えば住民移転に関しては、一応14の回答ではJICAガイドラインとして書かれているとあるんですけども、今後もRAPを行っていくときに、その住民意見に関してはきちんとモニタリングをする、モニタリングできていることを確認すること、そういう助言で残したいと思います。

石田委員 それに、私のほうの追加分につきまして、42番に、Just compensationを選んだ人の理由を私が推測して書いた部分があるので、こちらでも、今後のRAPの手続において、より詳細な聞き取りをしてくださいとお願ひしようと思っていましたので、これは42番の一つの例として、18番に合体してよろしいですか。

岡山主査 そうさせていただきます。お願いします。

石田委員 ですから、岡山先生のほうを基本にさせていただいて、42番の例示を合体するような形でいかがでしょうか。

岡山主査 はい。

原嶋委員 でも、実際はどうなんですか。そういう助言をさせていただいたとしたら、審査部のほうのこれからの対応というのは。事業部も同じでしょうけど、実際にはどういう形で。助言委員会が関与するかしないかは別としても、要は問題が起きていないかということを確認するというのは、どうするんですか、実際には。

青木 まずは、先ほどおっしゃったように、RAPがこれまでの段階であればということなんですが、なくても、審査の上には入手をして、その内容を確認しますね。

もちろん地域部等が主体となるわけなんですけど、その中で、住民等の意見をもう一度確認をして、審査までの段階で片づけられる部分というのは片づけると。

一方、そのモニタリングフェーズでも、それがきちんと実行されているかというのは、私は別の課になりますけれども、審査部で確認をしていくという形になります。

原嶋委員 現実にはあまり大きな問題にならないかもしれませんが、反対をしている住民がいらっしやるとか、あるいは、石田先生のご指摘によれば、実は本当は代替地が欲しいけど、諸般の状況からコンペンセーションだけを希望しているということを実際上強

いられているのではないかと、というような懸念がないわけではないわけで、そういうところの確認ですよ。

後から、事が進んでから、実はそうだったんだとか、そういうことは一番好ましくない。それは多分、この審査部のほうとしても好ましくないとお考えだと思いますから、その辺の確認をね。私らは助言するだけで、それだけしかできない権限ですけども、それをどういうふうに確保していただくかということ、ちょっと心配なので、よくご検討ください。

青木 この点、一番、当然ながら審査部としても懸念するところとして、次回の環境レビューの段階でもし助言をいただくのであれば、その結果どう対応されたかということは、LAの署名の後に公開されることになっていますし、そこでご確認をいただくことはできると思います。

岡山主査 今日の段階で、例えばRAPについては確認するということですので、確認し、住民移転については継続してモニタリングをすることも確認することということにして、例えばということで、その工程表の部分のところの追記と。

石田委員 はい。

岡山主査 という形で残すということで、大丈夫ですか。

原嶋委員 19番と20番は削除で結構です。

岡山主査 はい。

21も結構です。

石田委員 22は残していただきたいんですが。文言は、「建設費用、住民移転、農地喪失の評価結果」、その以下をちょっと変えたいと思います。「農地喪失の評価結果への判断も含めて」、評価結果はもう既に表で出ているので、それをどういうふうに判断しながらどこに重みづけをして、なぜその2を選んだのかということがやっぱり知りたいわけですので、ですので、評価結果への判断も含めて、代替案2に選定理由を追記すること、代替案2の選定理由ですかね。「代替案2の選定理由を追記すること」というあたりでお願いできますでしょうか。

佐藤委員 23に関しては、一部を残していただきたいんですね。教会の役割と、あとはそこに来る社会層の問題が多分、貧困層が非常に高いので、教会に来る人が多いと思うので、そのアクセスの問題とかもあると思いますので、そういう教会の役割、社会的な属性について把握すること、記載を確認することという形でお願いします。

原嶋委員 24から29は、先ほど申し上げましたとおり残してください。

岡山主査 はい。

30も残すんですかね。

石田委員 はい。30は、回答のほうを使っていたらと思うんですけども、貧困層を優先的に雇用する点や、施工業者との工事契約に規定することについては、環境管理計画、モニタリング計画にも記載をすること。貧困層を優先的に雇用する点や、施工業者との工事契約に規定することについては、環境管理計画、アンド、モニタリング計画にも記載をすること、または追記すること、という形でお願いします。

岡山主査 はい。

31番は結構です。

32番のところはさっきと同じですね。すみませんが。

それから、ごめんなさいね、追加のほうのコメントはたしか先ほどお伺いした、47、48は残すということですね。

石田委員 はい。その前にもちょっと。「34と38の詳細設計段階においても、必要に応じて設計変更は可能である」というのを。

岡山主査 ああ、なるほど。

石田委員 ちょっと迷ってはいるんですが、お話を伺っていると、恐らく既定のプロセスのやり方の中では、できるところ、できないところが出てくるけども、設計変更は可能であるということではいかれるということなので、これ、助言からは落とします。やめてください。

岡山主査 そうですか、はい。

石田委員 それから、42番は統合したということですね。

そうすると、47、48、49はそのまま助言でお願いします。47、48、49は助言でお願いして、あと、52番も助言でお願いします。

以上です。

岡山主査 はい。

これでいったんすっきりします。どうでしょうね。

佐藤委員 すみません、1件追加をお願いしたいんですけども、生物調査のことなんですけども、確認で結構ですので、特にファウナですね。動物層の生物季節のこと、その季節変動か何かがあるかどうかを確認していただきたいんで、それだけ書いておいていただけますか。季節のことが、シーズナル・チェンジのことが全く書いていなかったの、そ

こだけお願いします。生物調査の動物ということですよ。

木内氏 はい、わかりました。

岡山主査 そうすると、環境配慮で。

佐藤委員 環境配慮です。

岡山主査 はい、了解しました。

原嶋委員 だから、前にもレポートが何か書かれて。

岡山主査 ちょっと大事ですよ。だから、それを確認した上で、何かその環境配慮で全然影響なしということを確認することですよ。

佐藤委員 というところを出して。そうです、影響がないということが確認できればいいと思うので。その文章が少しでも反映されていれば。

原嶋委員 全体会合で今度議論するんでしょうけど、それ、この次のレビューの段階はどうするということですか。どういうふうに持っていこうということ。この中で議論されるんですよ。

青木 はい、そうですね。若干スケジュールのところのご説明は後でしますけども、お配りする文書は、今回のドラフトファイナルレポートについていただいた助言案を、どうドラフトファイナルレポート、もしくはファイナルレポートに反映するかという対照表がございます。

まず、それが一つと。それから、環境レビュー(方針)という、その審査の環境社会配慮部分で、どういったことを確認してこようかというJICA側のEIAが、まだRAPはないですけども、そういったもの確認して、これまでいただいた助言を全部束ねて、それプラスアルファで、こちらで気づく点で、どこを確認してこなきゃいけないかというものをまとめたペーパーをご用意して、そこに対して、まずは全体のことをご報告させていただくと。

原嶋委員 それで、その環境レビューが、この次の段階として、かなりの部分、今までのものを使うんでしょうけど、それをつくれますよね。それについて、別にワーキンググループを開催するかしらないか、ワーキンググループを、省くという言い方がいいかどうかはわかりませんが、そういうことを諮るといことなんですか。

青木 それは全体会合ですね、次回。

原嶋委員 その省く理由は、必要がないんじゃないかとか、全体的にタイトだからこれはいいんじゃないかという、そういう、これは何か。

青木 軽量化なりの観点からではなくて、もともと制度設計としまして、環境被害の報

告をして、必要であれば助言を行うというようなことになっていまして、ですので、全体合会で、特にこれまでドラフトファイナルのこのレポートをご確認ください委員を中心になると思いますけども。

原嶋委員 そこでの助言委員会の判断基準は、必要か必要じゃないかという判断基準は、何をもって判断するんですか。

青木 まず、そこで出ている情報が十分で、そこで.....

原嶋委員 ごめんなさい、ガイドラインで言うと、それがどこになるんですか、例えば。

青木 ガイドラインでは、そこまで細かく書いていないです。

原嶋委員 要は、なぜかという、その諮られた側は、何を基準に必要と意見を言うのか。本当に環境上重大だからとか、今までの2回のステップで問題がたくさん残っているからとか、幾つかのその考慮ファクターがあるとして、それはルール上、どれになるんですか。

それはなぜかという、岡山先生が主査で、多分そこでいろいろ聞かれたりする可能性が出てくるので、ちょっと確認しておいたほうがいいと思う。石田さんと佐藤さんはいないからいいけども。

佐藤委員 すみません。

原嶋委員 いや、いいですよ。それはどういう基準で、要はそれがどういう基準でなのか、ちょっとそれを確認しておいたほうがいいと思うんです。どれですか。

青木 基準というのが、例えばガイドラインですとか、設置要綱、運用の目安に記載しているわけではないんですね。ただ、今申し上げた二つの資料をご覧になって、特に.....

原嶋委員 多分、現実の問題としては、そこに来た人は、その資料をその場でしか見ていないから、現実の問題ですよ、そんな、全部そこで把握して、それはってそんなにすらすら言える人は多分、現実の問題としてはあまりいらっやらないので、その助言に今までかかわった人が意見をそれなりに言わないと、ほかの委員の方もその判断材料がないので、特に直近、岡山先生が主査でいらっやるし、この前は誰でした。スコーピングのときは誰がしたんでしたっけ。

青木 松下先生ですね。

原嶋委員 松下さん。多分そのお二人とかに、ご意見を皆さんが聞かれる形になると思うので、その判断基準を知らせておいていただかないと。

問題が多い。例えば、今みたいにRAPに依存していることが多いからチェックすべきだ

という、それも一つの意見だと思うんですね。だから、それでもいいならそれでいいんですけど、そもそも判断基準は何なのか、ルール上は。それを教えておいてください。

青木 わかりました。全体会合でご報告というのは、実は今回初めてのケースなので、ここでお答えできる範囲で今。もう一回戻って、必要であれば追加をさせていただきますけども。

原嶋委員 だから、今一つの判断基準を多分知らせておいていただかないと、今でなくていいんですけど、多分聞かれたときに岡山さんも、多分私もいると思うんですけど、言いようがないのでね。本当に言いようがないので、多分、松下先生もそうだと思いますけど、ちょっとそれは、何を諮るのか、何は諮らないのかという、そのルール上の基準を示しておいていただきたいなと思います。ただ漠然と審査会で決めてくださいと言われても、それは、「はあ」ってなっちゃいますので。

石田委員 例えば今回、幾つかRAPに関する課題らしきものが浮かび上がってきましたけども、それがどの程度ボリュームがあれば、例えば環境レビューにかけられるのか。

原嶋委員 それは、逆に言えば事業部のほうだって、どういう判断で、勝手にね、ちょっと気分が悪いから手続を増やされたというのも気の毒だろうし、事業部のほうだってそれは関心があるので、やっぱりそれはちょっとルールというかな、何となく線を引いておいていただいたほうがいいと思います。

青木 わかりました。

原嶋委員 そうですね、初めてですよ、そういうケースも。

青木 初めてです。

原嶋委員 どうやって判断したか、わからない。予算がないからやめようとかという、そういう話とかってあるんですか。

青木 いや。本質的なところはそこではないんですけども、実際、そこで全部片づいている必要は必ずしもないんですね。審査に行きますので、その段階で相手と確認をして、ミニッツなりに落としてくればいいということですので。

原嶋委員 なぜかという、明らかに問題がないって、もう誰もがパーフェクトに思っているなら、それはそれでいい、もうやる必要ないってみんな言えるんだけど、何となく、今日の話の聞いていると、ちょっと何か残っているんじゃないか。まあまあ、みんなそれぞれ感触が違うと思うんですけど、ないわけじゃないので、やっぱりその線を引いておいたほうが。委員長のほうも困惑されちゃうと思うんですけどね。前もって打ち合わせさせ

ておいていただいてもいいと思うんですけど、ガイドライン、その線については、  
とっておいてください、選ぶ人に。

青木 はい、了解しました。ありがとうございます。

岡山主査 この次のタイミングのこととか教えていただきたいんですが。

青木 ありがとうございます。

そうしましたら、スケジュールの件ですけども、冒頭申し上げましたとおり、10月3日の全体会合にて確定をしたいと思っております。従いまして、こちら、審査部、事務局のほうからの第1案としては、明日の朝にはお送りできるようにしたいと思いますが、時間のほうも大丈夫ですかね。今日、こちらで案をつくって。

福井 はい、大丈夫です。

青木 ですので、火曜日、水曜日、木曜日、金曜日の4日ぐらいですね。全体会合でこれまで、なるべく助言について一つ一つ説明というのは最近の方では省いておりますので、できましたら金曜日の3時ぐらいには。

岡山主査 はい。

佐藤委員 金曜日の3時ですか。

青木 ぐらいには、皆さんに、こちらで最終版を全委員にお渡しできたらと思っております。ただ、これはぎりぎりのスケジュールですので、場合によってはほかの案件とはやり方を少し変えることもあり得ると思います。

もう一つ、申し上げましたとおり、10月3日に全体会合で別途、環境レビューについて、これは主管部である地域部と、それから対処方針については基盤部になるかと思いますが、から、先ほどの文書について説明させていただいて、そこで、先ほど宿題をいただいております基準に基づいて、ワーキングでどこを開設するかというところを協議いただくということになります。

岡山主査 10月3日にも、今度はこの案件の次の段階の説明があるんですね。

青木 あります。

岡山主査 それは、すみません、何の説明なんですか。ガイドラインの説明。

青木 環境レビュー方針となります。

岡山主査 そうすると、そのワーキンググループもまた、たしか2週間後ぐらいに。

青木 今、予定では10月21日ですね。

岡山主査 でしたよね。

これが今、どうなのか。

原嶋委員 同じ会議の中でやるんですけど、助言を確定した後にやるんですか。

青木 順番はそういうふうには、少なくともしたいとは思いますが。

原嶋委員 わかりました。それは会議の中でどうするか知らないんですけど、普通、今までの全体会合は、助言確定を結局最後にしてくれているんですね。

青木 そうですね。順番を変えないといけません。

原嶋委員 ですので、次は10月の中で、私もちょっと、よく詰めていただくのがよろしいと思います。

青木 はい。

ただ、同じ間で準備をするわけではないので、あらかじめ準備はしておくこととなりますので、助言確定の段階でコメントが出たりということになった場合には、若干遅れてしまいますが。

原嶋委員 あるいは、もうセットでいく。それはなぜかということ、案件が同じなので、話す内容は同じというか、一緒にやったほうが分断されずに同じ案件を議論できます、時間的に。だから、その工夫はちょっとしていただいたほうがいいかと思います。

青木 はい。検討します。

原嶋委員 ちょっと難しいと思うんですよね。進む進まないの判断って、本当に難しいと思うんですよ。そんなに簡単じゃないように、個人的にはするんですけどね。

青木 はい。

これ、個人的な意見を述べさせていただくならば、すべての環境社会配慮の問題が片づいていることが条件では必ずしもなくて、どういった点を注意すればいいかという助言を出すのに十分な情報が整っているかというわけですね。ですから、それは不十分かどうかではなくて、わからないことがたくさんあり過ぎて助言が出せませんということであれば、もっと細かく話すためにワーキングでご回答しましょうと。

原嶋委員 それもわかります。だから、わかるんですけど、それを皆さん、まず共通の認識をしていただくなら、そうしていただいたほうがいいと思います。

青木 はい、承知しました。

岡山主査 21日で終わらない.....

青木 可能性がありますという、事前にメールで送らせていただいて、石田先生からコメントいただきましたが、という想定もありますということで考えております。

岡山主査 環境レビュー方針の案件説明はされるんですね、3日に。

青木 3日にします。

岡山主査 了解しました。

青木 以上で、一通りのプログラムは終了になりますが、幾つかいただきました助言、それから今後のスケジュール等について、JICA側からも含めて、ご質問等あればお願いします。

よろしいでしょうか。

原嶋委員 それは同じことは、もう二つの方でもやられるわけですね。

青木 そうですね、はい。CALAXとNAIAX。

よろしいでしょうか。

本日は、どうもありがとうございました。よろしく願いいたします。

午後4時07分 閉会